

蕃地事務局

御掛合候也

明治七年五月九日

税関

蕃地事務支局

御中

書面中尾雄九郎儀者當分税関官員借渡之都合
二候間追テ何分之處分候迄月給之儀者税関ヨ
リ相渡候筋ニ有之候事

七年五月九日

大隈蕃地事務局長官

乙第二十五号

甲三 第一千〇三十八号

海軍少尉兒玉包孝

水路寮生徒

大木延建

鈴木環

臺灣測量トシテ大坂丸ニ出張相達置候處昨四
日差免候条此旨為御心得申入置候也

七年五月五日

海軍省

蕃地事務局

御中

蕃地事務局

蕃地事務局

乙第三十一号
甲三第百十九号

水路寮十五等出仕 三浦重郷

海軍少尉補 山崎喜勝

水路寮等外二等出仕 伊藤百輔

右ハ臺灣測量トシテ大坂丸一乘組出張ノ義相
宜置候處本日差免候条為御心得及御通達候也

七年五月十四日 海軍省

蕃地事務局

御中

蕃地事務局

五月六日午前九時三十五分發

第九十九号官報

出長崎大久保参議ヨリ

届東京三條太政大臣へ

サク^昨ジツ^日 シユツ^出パン^帆ノ ツ^積モリ テ^電ホウ^報 イ^致タシ

ヲ^置キタル フ^船子^ノ ツ^船コウ^合ニテ コ^今シ^日ニ

ジ^十ウ^二シ^時 リセ^シンドル ヲ ド^同ウ^船セ^シ コ^切ウ^運マ

ル^丸ヨリ コ^神ウ^戸ベ^エ ム^向ク シ^出ツ^帆パン カ^彼子^地ヨリ

ニ^船ウ^便ビ^船ニ^シテ キ^歸ヨ^京ヲ^ノ ハ^答ズ^ナリ